

電力会社再エネ受け入れ保留対応

顧客が安心する太陽光発電提案セミナー

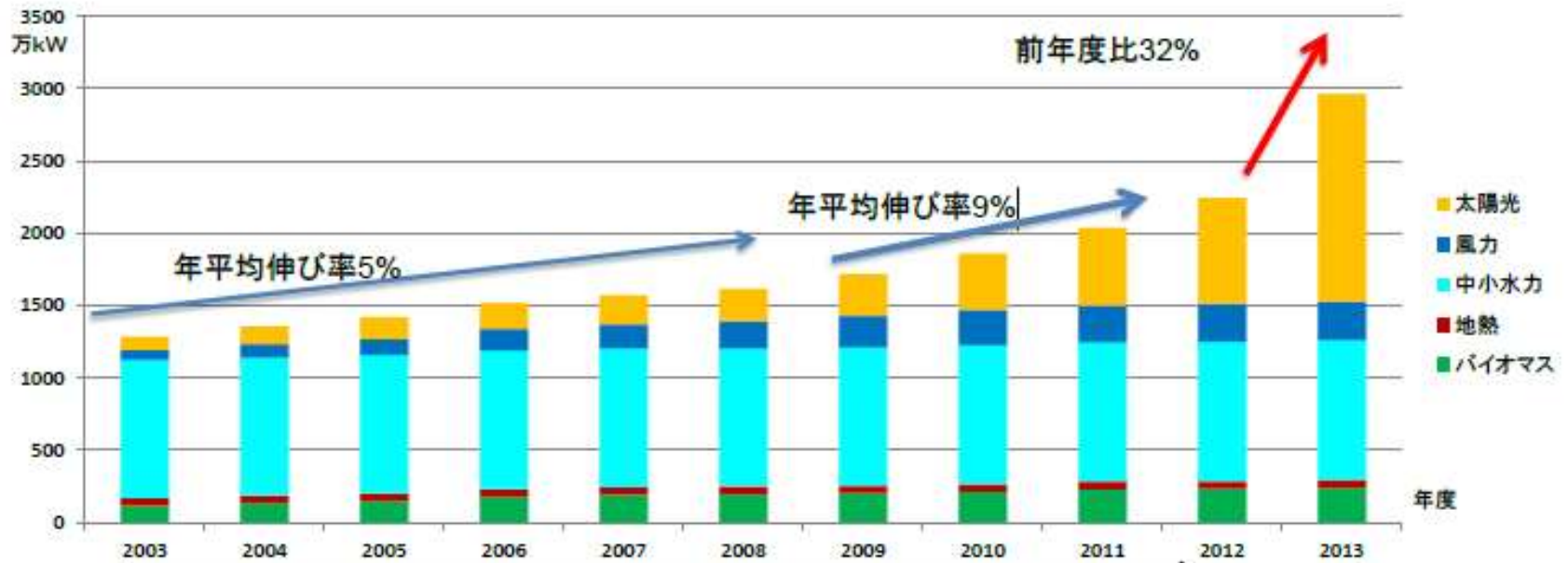
新建ハウジング × 匠総合法律事務所

再エネ固定価格買い取り制度 見直しの現状

新建ハウジング編集部

2013年度の設備導入料は前年度比 32%上昇

【再生可能エネルギー等(大規模水力除く)による設備導入量の推移】

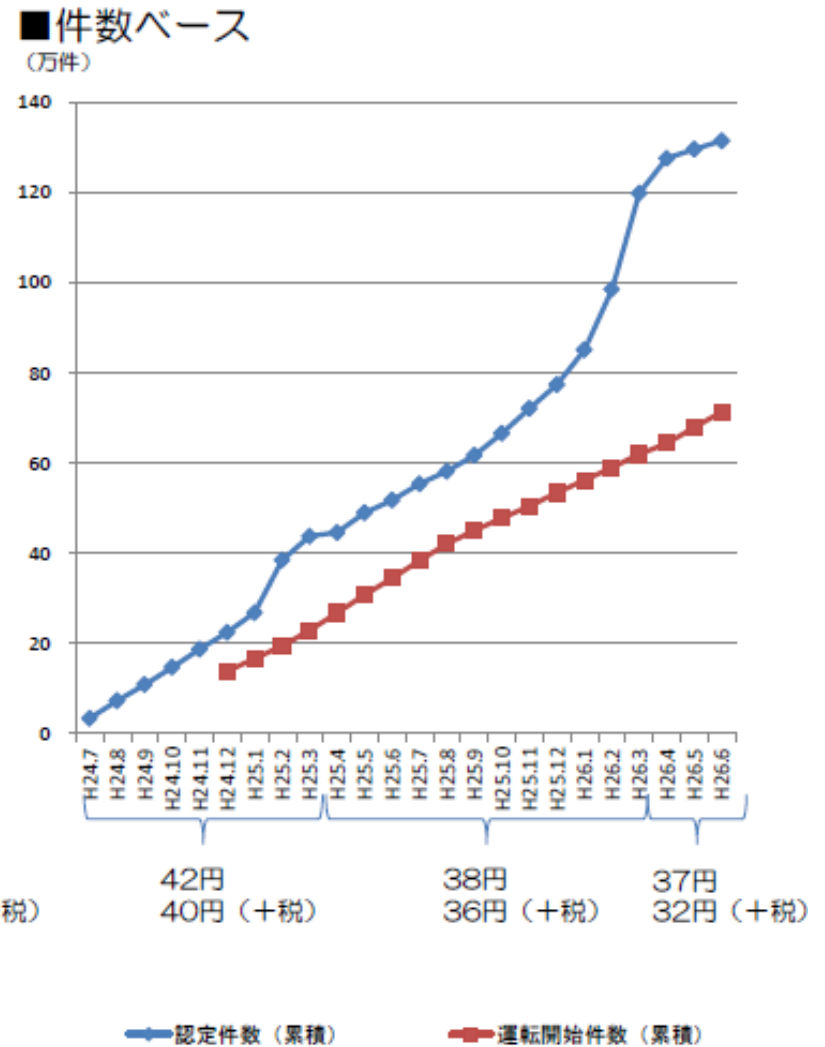
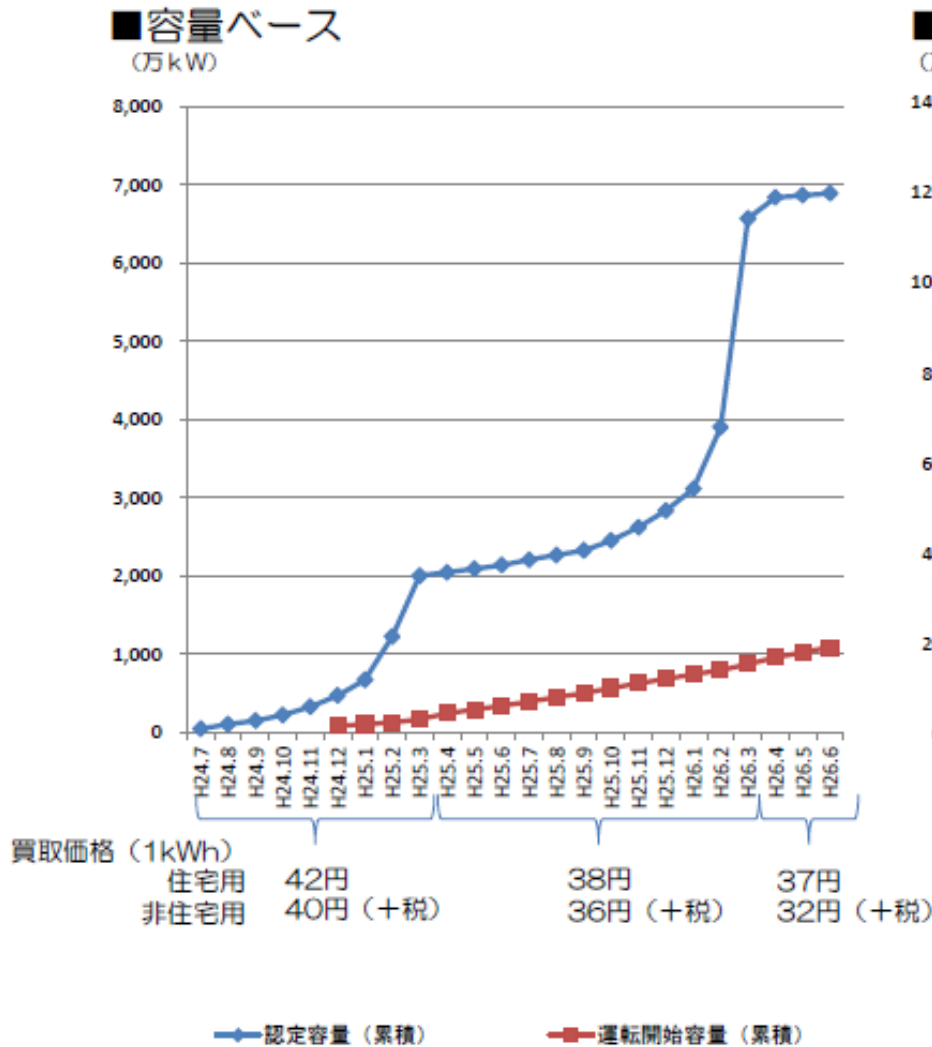


RPS制度
電力会社に対し、再生可能エネルギー由来電気の使用について、量を決めて義務付け。

太陽光についての買取制度
電力会社に対し、500kW未満の太陽光発電について、固定価格での買取りを義務付け

固定価格買取制度
電力会社に対し、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス発電について、固定価格での買取りを義務付け。

年度末には駆け込み申し込みが発生



既に再生可能エネの受入れが困難な状況

電力会社	設備認定量 (万kW)	太陽光・風力の導入量と 申込量の合計(万kW)	低負荷期電力需要 (万kW)	現在の各社の状況
北海道	約330	(導入量:約70) ※平成25年3月の時点で、太陽光を約190万kW、風力を56万kW受付済み	約270	10kW未満の太陽光を除くすべての接続申込の回答保留(9月30日公表) (ただし、500kW以上の太陽光発電設備は、出力抑制を無補償とすることを条件に接続可能。)
東北	約1150	約1260(接続検討未了の案件約600を含む)	約970	50kW未満の案件を除くすべての接続申込の回答保留(9月30日公表)
四国	約250	約280(接続検討未了の案件約20を含む)	約250	10kW未満の太陽光を除くすべての接続申込の回答保留(9月30日公表)
九州	約1790	約1760 導入量:約390 申込量:約1370(接続検討未了の案件約500を含む)	約800	10kW未満太陽光を除くすべての接続申込の回答保留 (9月24日公表) →一部、回答保留を解除(10月21日付発表)
沖縄	約60	約32(太陽光のみ) 導入量:約13 申込量:約19	約50	申込量が受入可能量を超過 (9月30日公表) 今後は「特定期間の太陽光発電停止」や「太陽光発電設備側において蓄電池設置」による対策を含め、個別に協議。

※ 公表資料をベースに作成。

※ 設備認定量は、平成24年7月の固定価格買取制度開始前の設備からの移行認定は含んでいない。

※ 各社は年度末の対応として、接続検討が未了でも申込を受け付けているため、申込量には一部接続検討未了の案件が含まれる。

再エネ買い取り制度の見直しへ

- 経産省の新エネルギー小委員会が審議
 - 年内に制度見直しの方向性
- 再生エネルギーの導入可能量の算出方法についてWG議論
 - 既存設備でどのくらい入れられるか
 - 拡充の方法の算定についても議論

制度の見直しの主な論点

- 太陽光偏重を再検討し、他エネルギーの推進を検討すべき
- 住宅太陽光は投資余力のある世帯が利益を得て、余力のない世帯は負担ばかりで不公平
- 買い取り価格の改定頻度を上げるべき
- 出力抑制(無償や割引での受け入れ)を最適化すべき
- 非住宅太陽光は早急に設備認定をストップすべき
- 電源別の枠を設定してもいいのはいか
- 蓄電池の活用を進めるべき

電力会社回答保留で広がる不安

🏠	新着	政治	選挙	経済	社会	IT	国際	スポーツ	カルチャー	地域	科学	環境	社説	特集	五輪
	大手小町	発言小町	教育	KODOMO	医療	おとな	クルマ	RUN	住まい	働く	本	写真	動画	天気	交通
九州発	最新ニュース	特集	地域版	エンタメ	文化	自然・環境	スポーツ	イベント	50周年記念						

キーワード

- 尖閣
- 寺垣
- 夕刊
- アミュプラザおおいだ
- 尖閣諸島
- フリーゲージトレイン
- パチンコ

Powered by popin

再生エネ制限に不安や憤り、九電説明会始まる

2014年10月01日

ツイート 7

おすすめ 19

8+1 0

特集 エネルギー

九州電力は1日、太陽光など再生可能エネルギーによる電力の受け入れ制限に関する説明会を福岡、大分市で開催した。両会場とも、制限対象となった再エネ事業者の関係者らが詰めかけ、会場に入りきれない人も出た。質疑では、九電に対する憤りや、今後の事業継続に対する不安の声が上がった。説明会はこの日が初日で、九電は午後には佐賀、長崎、熊本、宮崎市で開き、6日までに管内の全県庁所在地を含む10市で実施する。

電気ビル共創館で開かれた福岡市の説明会には約1100人が集まった。午前10時の開始の2時間以上前から列ができ、9時頃には約500人収容の主会場が満員になった。予備で用意していた2部屋(計約300人収容)も9時半前にはいっぱいになった。席に着けずに会場の外に立ち、九電側の説明などを館内放送やモニターで確認した人も約300人にのぼった。

説明会で、九電の担当者は固定価格買い取り制度に基づき、業者からの送電線への接続申請が殺到していることを強調。全てを受け入れると管内の電力需要を上回り、需給バランスが崩れて大規模停電になる恐れがあることから、9月25日から約7万件について回答を保留していると説明した。保留期間は「今後数か月間」とした。

- ▶ 公明が沖縄知事選自主投票「仲井真氏と見解相違」
- ▶ 川内再稼働28日臨時会で審議 薩摩川内市議会

PR情報

- ▶ グローバル人材育成について考える『読売人材育成フォーラム』

読売新聞×デジタルサイネージ



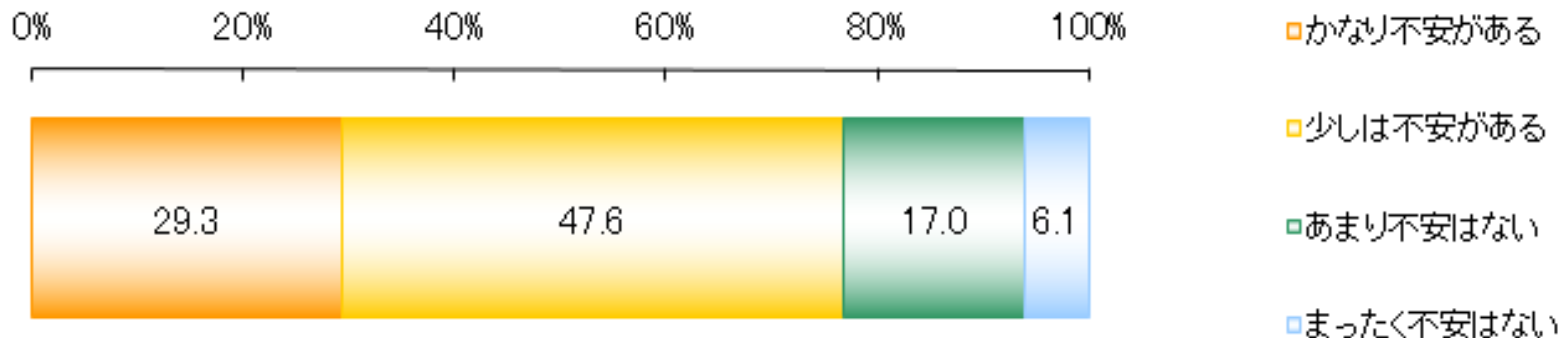
読売新聞ニュース配信サービス
リアルタイムに情報配信! お試し無料!

今月のPICK UP(PR)

- ▶ 「国内格安航空券」の比較・検索、申込みはこちら
- ▶ 読売新聞住宅展示場 ハウジングメッセ周南
- ▶ 読売求人情報クリックボックス

不安を抱える生活者

- 再エネ設備導入予定者147人に質問
- 回答保留に8割が「不安あり」
- よくわからずに不安を抱えている可能性が大いにあり



太陽光発電回答保留への対応

匠総合法律事務所

■ 平成26年9月24日 九州電力の接続への回答保留発表

九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留について

平成24年7月の固定価格買取制度(以下、FIT)開始以降、太陽光発電(以下、太陽光)を中心に再生可能エネルギー(以下、再エネ)の普及が進んできました。特に九州は、太陽光のFITによる設備認定量、及び既に発電中の設備量のいずれも全国の約1/4を占めており、他地域と比べても再エネが急速に普及拡大しています。

当社は、国産エネルギーの有効活用、並びに地球温暖化対策として優れた電源であることから、再エネについては、水力、地熱などを積極的に開発するとともに、太陽光などの受入れを推進しており、合わせて更なる再エネの受入れ拡大に向けたスマートグリッド実証試験などの取り組みを行っております。

そのような状況において、本年3月の1か月間で、それまでの1年分の申込み量に相当する約7万件もの太陽光の接続契約申込み(以下、申込み)が集中したことから、内容の詳細を確認してまいりました。その結果、7月末現在の申込み量が全て接続された場合、近い将来、太陽光・風力の接続量は約1,260万kWにも達することが判明しました。これらの全てが発電すると、冷暖房の使用が少ない春や秋の晴天時などには、昼間の消費電力を太陽光・風力による発電電力が上回り、電力の需要と供給のバランスが崩れ、電力を安定してお届けすることが困難となる見通しです。

以上の状況を踏まえ、当社は昼間の揚水運転の実施や地域間連系線を活用した九州外への送電など、現状で可能な最大限の需給バランスの改善策により、九州本土において再エネをどこまで受け入れることができるかを見極める検討を行います。この間(数か月)、別紙のとおり、既に再エネの申込みをされている事業者さま、及び今後新規申込みをされる事業者さまにつきまして、申込みに対する当社の回答をしばらく保留させていただきます。

ただし、ご家庭用の太陽光(10kW未満)などは、当面回答保留の対象外とします。

当社といたしましては、電力の安定供給を前提として、今後も再エネの円滑な接続に向けた対応を進めてまいりますので、関係者のみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年9月24日 九州電力発表

・ 今後、九州本土において10kW以上の太陽光発電システムの接続の回答を保留する。

■ 平成26年9月24日 九州電力の接続への回答保留発表

適用開始日	平成26年9月25日
対象エリア	九州本土全域(本土と連系している離島を含む)
発電設備	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定される全ての再生可能エネルギー (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)
電圧種別	低圧 ^(注1) 、高圧、特別高圧 (注1) ご家庭用の太陽光など低圧10kW未満(余剰買取)については、当面对象外
申込み区分	新規申込み(事前相談、接続検討、接続契約) 既申込み(事前相談、接続検討、接続契約 ^(注2)) (注2) 以下については、対象外 ・低圧…工事費負担金請求書を送付済みのもの ・高圧・特別高圧…接続契約申込みに対し、系統連系承諾通知書を送付済みのもの
申込者へのお知らせ	プレス発表、説明会の開催 ダイレクトメールでのお知らせ、受付窓口での個別説明など

■ 平成26年9月30日 東北電力の接続への回答保留発表

平成26年 9月30日
東北電力株式会社

東北電力系統への再生可能エネルギー発電設備の 連系申込み（特別高圧・高圧連系）に対する回答の保留について

平成24年7月の固定価格買取制度（FIT）開始以降、FITに基づく国の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（以下、再エネ発電設備）の導入が加速しており、当社としても、積極的に再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところです。

平成26年5月末時点において、FITに基づく国の設備認定量は再エネ発電設備全体で7,148万kWとなっておりますが、特に太陽光発電の設備認定量は6,800万kW以上あり、当社管内においても、太陽光発電の設備認定量が1,000万kWを超えている状況にあります。

今後、設備認定を受けた太陽光発電設備がすべて当社系統に連系した場合、再エネ発電設備の出力は、既に当社が200万kWまで受付可能としている風力発電を合わせると1,200万kWを超える規模となります。これは、当社管内の電力の需要量を上回る規模であり、当社発電設備の出力を最大限調整しても、供給量が需要量を上回る場合は、電力の安定供給に支障が生じることになります。

このため、当社は、事業者さまからの再エネ発電設備の連系申込み（特別高圧・高圧で連系する案件）に対する当社からの回答について、一時的に保留させていただき、将来的な再エネ発電設備の受入可能性や今後の受付方法等について、詳細検討を行うことといたしました。詳細検討に要する期間として現時点で数ヶ月程度を目安に考えておりますが、回答を再開する際はあらためてお知らせいたしますので、それまでお待ちいただきますようお願いいたします。

なお、再エネ発電設備の系統連系に関するお申込みの受付については、これまでどおり継続させていただきます。

当社といたしましては、「西仙台変電所での大型蓄電池システム実証事業」や「風力の導入拡大に向けた東京電力との連系線を活用した実証試験」などにより、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて最大限の取り組みを行ってまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

《回答保留の対象とさせていただきます発電設備（低圧で連系する案件を除く）》

① 太陽光発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備

・平成26年10月1日以降にお申込みを受付したものを。

② 風力発電設備

・当社系統への連系量（既に当社系統へ連系している案件と、既に当社系統への連系が確定している案件の設備出力合計）が200万kWに達した時点以降にお申込みを受付したものを。

※低圧で連系する再エネ発電設備（住宅用太陽光など）につきましては、当面、これまでどおり系統連系に関するお申込みの受付・回答を継続いたします。

ただし、再エネ発電設備の連系が進めば、低圧案件に対する対策も必要となりますので、低圧案件の受付方法の変更が必要となる場合は、あらためてお知らせいたします。

（参考1）当社管内（東北7県）のFITに基づく国の設備認定量の推移

（参考2）当社の需要と東北7県の再エネ発電設備量の比較

（参考3）事前相談から連系申込みまでの標準的な業務フロー図

平成26年9月30日
四国電力、東北電力、
北海道電力の各社より
これに続く回答保留が
発表された。

■ 太陽光発電を巡る最新の法律問題 接続回答の保留問題

九州電力・四国電力・東北電力・北海道電力では、10kW以上の太陽光発電システムについて、系統連係を求めても回答が保留され、最終的に接続を受けられない可能性が出てきている。

つまり…

設備認定をきちんと取得していても売電することができないかもしれない可能性が生じている。

■ 接続回答の保留問題

国や電力会社が責任をとるのか？

- 電力買取を法律上受けられると聞いていたのに、法律違反ではないのか？
- なぜ、電力会社は再エネの回答保留をするのか？
- 国（経済産業省）はどう言っているのか？
- 国や電力会社に損害賠償請求できますよね？

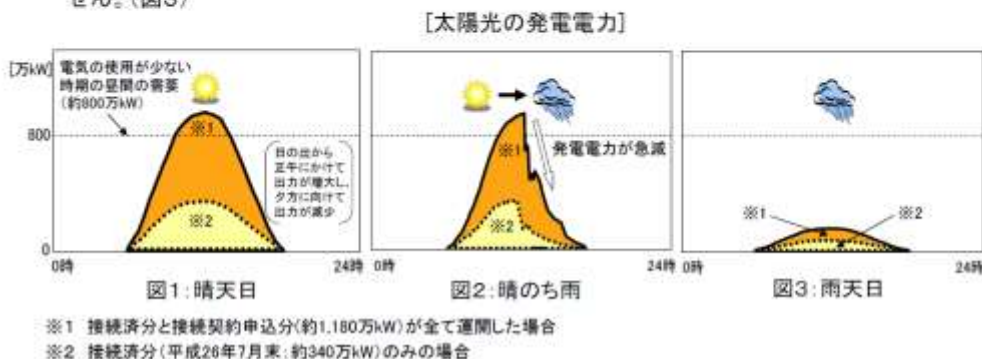


■ 接続の回答保留とは？ 電力会社の対応の法的根拠

- ・ 電気事業者は経済産業省令で定める正当な理由があるときには接続の請求を拒絶することができる（再エネ特措法5条1項3号）。
- ・ この正当な理由の中には、需給バランスに関する場合も含まれると考えられているようである（市村拓斗，NBL1009）。

■ 接続の回答保留とは？ 電力会社の対応の法的根拠

- 本年7月末時点の太陽光の接続契約申込み量が全て接続された場合、春や秋の電気の使用が少ない時期の晴天時などには、昼間の太陽光の発電電力が需要を上回る見通しです。(図1)
- 電気は、使用(需要)と発電(供給)が同時に行われることから、電力を安定的に供給するためには、その需要と供給を、常時一致(需給をバランス)させる必要があり、太陽光の発電電力(供給)が電気の使用(需要)を上回った場合、電力の安定供給が困難となる見通しです。
- また、太陽光は夜間は発電できず、昼間も、天気が晴から雨に急変した場合(図2)は、太陽光の発電電力が急激に減少して電気の使用(需要)を賄えなくなります。また、雨天日も、需要に対して、太陽光の発電電力が不足しますので、太陽光だけでは、安定供給を維持できません。(図3)



各社は需給バランスを理由とした接続の請求の拒絶の検討を行っている様である。
…国や電力会社の対応がただちに違法とはいえない。

■ 接続の回答保留とは？ システム連係はしてもらえないのか？

- ・ 今回、接続の回答が保留されている件は、接続してもらえず、売電できないのですか？



- ・ 現状、システム連係出来る枠がどの程度残っているのかの検討を行っていると思われる。すなわち、**接続が拒絶されるとは限らない。**

■ 回答保留後接続される可能性 先行する沖縄電力のケース

接続申込の状況より、太陽光発電の接続可能量を超過する恐れがあり、今後の接続状況は厳しくなることが想定されたことから、平成26年4月1日以降の接続申込については、接続可能量の検討結果を取りまとめるまでの間、回答までしばらくお待ちいただいております。(参考2)

その結果、現在、接続申込の回答をお待ちいただいております出力300kW未満で申込をされている皆さまにつきましては、本年7月までの申込分について、接続できる見込みとなりましたのでお知らせいたします。

ただし、本年8月以降の接続申込状況によっては、接続が難しくなることが予想されますので、ご了承下さいますようお願いいたします。

・ 沖縄電力では、回答保留になった後に接続可能の回答を受けたものも存在している。

■ 回答保留後接続される可能性 そのまま待っていれば良いのか？

Q 接続される可能性を考慮して、工事を一度止めて回答が出るまで待ってみようかと提案しようと思うのですが、リスクはありますか？

A 沖縄ではある程度容量が確保できましたが、今回も同様とは限りませんので待てば接続出来ると説明すべきではありません。なお、待機している間、遅延損害金が生じるリスクもあります。

■ 接続回答の保留問題

締結済の契約はどうする？

電力買取を前提に締結した工事を巡る問題

- 10kW未満の余剰システムに切り替えるべきですか？
- 売電収入を補償する必要がありますか？
- 回答保留になるなら解約したいというお客様がいるのですが、応じる必要がありますか？



■ 接続回答の保留問題

締結済の契約はどうなる？

10kW以上の太陽光発電システムの設置契約を締結した住宅は、どのように対応するべきか？

判断のポイント

- ① 今後どうなるかわからなく、接続の可能性もゼロではない。
- ② 電力会社の回答までに時間がかかる。
- ③ 営業段階で10kW以上の太陽光発電システムを提案してしまっている例が多い。

■ 接続回答の保留問題

工事停止を求められた場合の対応

【検討事例1】

- ・ 10kW以上の太陽光発電システムを設置する住宅の建築工事について、今回の回答保留の対象となってしまいました。
- ・ お客様より、工事を初めないでくれと言われて 있습니다。どう対応したらよいのでしょうか。



■ 接続回答の保留問題

工事停止を求められた場合の対応

【検討事例 1 への対応】

- ・ 工事を止める場合には、その後の対応を見据えた上で工事を止める必要があります。
- ・ 例えば、費用の負担や工事再開時の対応も含め、覚書を作成しておくことが望ましいといえます。

覚 書

甲：【お客様名を記入】と乙：●●●●株式会社は、甲と乙が締結した10kW以上の太陽光発電システムを設置する住宅の建築工事請負契約（以下「本契約」といい、本契約により建築する建物を「本住宅」という。）に関し、平成26年9月24日付の九州電力による「接続申込みの回答留保」に関する発表（以下「本発表」という。）を受けて、以下の通り合意した。

第1条 （着工待機）

甲は、本発表を受けて、九州電力株式会社より接続の回答を受けるまでの間、着工しないことを希望し、乙は甲の意向を尊重して、甲より改めて指示があるまで、着工準備を停止するものとする。

第2条 （費用負担）

1. 前条に定める着工再開の指示に際し、甲は、乙に対して、本住宅の仕様変更（10kW未満の余剰電力買取システムへの変更を含むが、これに限られない。）を求めることが出来る。
2. 前条に定める着工再開の指示を受けた後3ヶ月の間、乙は、甲に対して、本契約の内容である工事について資材の廃番その他の理由により準備することができない場合には、仕様の変更を要求することが出来る。
3. 本条に定める仕様変更に必要な一切の手続費用は、甲の負担とする。

第3条 (工期遅延に関する費用負担)

1. 甲は、自己責任により着工の停止をするものとし、これにより生じる一切の負担を乙に請求できない。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、着工の停止により生じる損害の負担を甲に求めることができない。

第4条 (清算条項)

甲と乙は、本発表に関し、本覚書に記載するもののほか、何ら債権債務関係が存しないことを確認する。

本覚書成立の証として、本書は2通作成し、記名押印の上、各自一通ずつ保管するものとする。

平成26年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

社 名

代表者

■ 締結済の契約はどうなる？ 10kW未満の余剰に変更する場合の注意

【検討事例 2】

- ・ 当社は10kW以上の太陽光発電システムを搭載した住宅の建築請負契約を締結しました。
- ・ 今回の回答保留を受け10kW未満に仕様変更をするべきなのでしょうか。
- ・ また、変更する場合どのようなリスクが有りますか？

■ 締結済の契約はどうなる？ 10kW未満の余剰に変更する場合の注意

【検討事例 2 への対応】

- ・ 状況を**説明文書**をもって、説明しましょう。
- ・ 説明にあたっては、以下の点に注意下さい。
 - － 回答保留になっているからといって、**接続できないと決まったわけではありません。**
 - － 工事を進捗させるために、10kW以下に設計変更して工事を進めることも考えられます。
 - － 最終的に10kW以上でも接続できる可能性もゼロではありません。

■ 締結済の契約はどうか？ 10kW未満の余剰に変更する場合の注意

【検討事例 2 への対応】

- ・ 仕様変更にあたっては次の点に注意下さい。
 - その後、当該地域において住宅用の10kW以上の太陽光発電の接続が認められた場合に責任追及されないようにする必要があります。
 - また、仕様変更により生じる工事差額をどのように清算するのかに注意が必要です。
- …お客様はシステムが小さくなれば安くなるはずと考える一方、余剰への変更で追加費用が生じる場合も…

覚 書

甲：【お客様名を記入】と乙：●●●●株式会社は、甲と乙が締結した 10kW 以上の太陽光発電システムを設置する住宅の建築工事請負契約（以下「本契約」といい、本契約により建築する建物を「本住宅」という。）に関し、平成 26 年 9 月 24 日付の九州電力による「接続申込みの回答留保」に関する発表（以下「本発表」という。）を受けて、以下の通り合意した。

第 1 条 （仕様変更）

1. 甲は、本発表を受けて、本住宅に設置する太陽光発電システムを 10kW 以上から 10kW 未満（余剰回線）に変更するものとし、乙はこれに同意する。
2. 詳細な仕様は、乙が提案し甲が承認する方法により定めるものとする。

第 2 条 （費用負担）

1. 前条 2 項の仕様変更により、甲乙合意の上工事代金の差額を精算するものとする。
2. 前条に定める仕様変更に要する一切の手續費用（手續費用・設計変更費用を含む）は、乙の負担とする。

第 3 条 （九電の再発表対応等）

甲は、自己責任により仕様変更をするものとし、本覚書締結日以降に九州電力株式会社が 10kW 以上の太陽光発電システムの接続を再開するなどの対応を行った場合でも、乙に何らの責任を追及することができない。

第4条 (工期の変更)

1. 乙は、本契約の工期を変更し、平成 年 月 日を目処に、本住宅を完成させるものとする。ただし、天候その他乙の責めに帰すべからざる事由によりやむを得ない場合には、乙は合理的な期間の工期変更を求めることが出来る。
2. 甲と乙は、本発表に対する対応検討及び第1条に定める仕様変更等により本契約の工期より工期が遅延したことについて、相互に何らの請求権を有しないものとする。

第5条 (清算条項)

甲と乙は、本発表に関し、本覚書に記載するもののほか、何ら債権債務関係が存しないことを確認する。

本覚書成立の証として、本書は2通作成し、記名押印の上、各自一通ずつ保管するものとする。

平成26年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

社 名

代表者

■ 10kW 未満の余剰買取への変更・着工済

覚 書

甲：【お客様名を記入】と乙：●●●●株式会社は、甲と乙が締結した10kW以上の太陽光発電システムを設置する住宅の建築工事請負契約（以下「本契約」といい、本契約により建築する建物を「本住宅」という。）に関し、平成26年9月24日付の九州電力による「接続申込みの回答留保」に関する発表（以下「本発表」という。）を受けて、以下の通り合意した。

第1条 （仕様変更）

1. 甲は、本発表を受けて、本住宅に設置する太陽光発電システムを10kW以上から10kW未満（余剰回線）に変更するものとし、乙はこれに同意する。
2. 詳細な仕様は、乙が提案し甲が承認する方法により定めるものとする。

第2条 （費用負担）

甲と乙は、前条に定める仕様変更により生じる費用に関わらず（仕様変更により生じる、手戻り工事費用、不要となった設備のキャンセル・廃棄等の費用、10kW未満用のパワーコンディショナーの手配費用、手続費用、設計変更費用等を含む一切の費用は乙の負担とする。）、工事代金は変更しないことに合意する。ただし、その余の追加・変更工事についてはこの限りではない。

第3条 (九電の再発表対応等)

甲は、自己責任により仕様を変更するものとし、本覚書締結日以降に九州電力株式会社が10kW以上の太陽光発電システムの接続を再開するなどの対応を行った場合でも、乙に何らの責任を追及することができない。

第4条 (工期の変更)

1. 乙は、本契約の工期を変更し、第1条に定める変更仕様が確定してから____日を目処に、本住宅を完成させるものとする。ただし、天候その他乙の責めに帰すべからざる事由によりやむを得ない場合には、乙は合理的な期間の工期変更を求めることが出来る。
2. 甲と乙は、本発表に対する対応検討及び第1条に定める仕様変更等により本契約の工期に遅れることについて、相互に何らの請求権を有しないものとするに合意する。

第5条 (清算条項)

甲と乙は、本発表に関し、本覚書に記載するもののほか、何ら債権債務関係が存しないことを確認する。

本覚書成立の証として、本書は2通作成し、記名押印の上、各自一通ずつ保管するものとする。

平成26年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
社 名
代表者

■ 損害賠償責任の有無 接続申込に遅滞なかったと言えるか？

【検討事例3】

- ・ お客様からは電力会社が悪くないのだとしたら、建築会社の**対応が遅かったから巻き込まれたのであろう**と指摘を受けています。
確かに、契約と同時に接続の申込を行っていませんが、**法的責任があるのでしょうか。**

■ 損害賠償責任の有無 接続申込に遅滞なかったと言えるか？

【検討事例3への対応】

- “結果論”ではなく、事業者としての注意を尽くしていたといえるか問題となります。
 - － 契約と同時に接続申込するべきか？
 - － 反面、接続申込をしていた負担金請求書が送付される前の案件も回答保留とされている。
- … 個別事案毎に判断を要する事項である。
- … 仮に営業損失を補償するのであれば次の通り。

覚 書

甲：【お客様名を記入】と乙：【工務店名を記入】は、甲と乙が締結した 10kW 以上の太陽光発電システムを設置する住宅の建築工事請負契約（以下「本契約」といい、本契約により建築する建物を「本住宅」という。）に関し、平成 26 年 9 月 24 日付の九州電力による「接続申込みの回答留保」に関する発表（以下「本発表」という。）を受けて、以下の通り合意した。

第 1 条 （仕様変更）

1. 甲は、本発表を受けて、本住宅に設置する太陽光発電システムを 10kW 以上から 10kW 未満（余剰回線）に変更するものとし、乙はこれに同意する。
2. 詳細な仕様は、乙が提案し甲が承認する方法により定めるものとする。

第 2 条 （費用負担）

1. 甲と乙は、前条に定める仕様変更により生じる費用に関わらず（仕様変更により生じる、手戻り工事費用、不要となった設備のキャンセル・廃棄等の費用、10kW 未満用のパワーコンディショナーの手配費用、手続費用、設計変更費用等を含む一切の費用は乙の負担とする。）、工事代金は変更しないことに合意する。ただし、その余の追加・変更工事についてはこの限りではない。
2. 乙は、甲に対して、前条に定める仕様変更により甲が得られなくなる経済的利益について、合計金●円を、平成●年●月から平成●年●月に至るまで、毎月末日限り、金●円ずつ甲の指定する金融機関の口座に振込む方法により補償する。なお、振込手数料は乙の負担とする。
3. 前項の権利は、甲が本住宅を第三者に譲渡した場合には、将来に向かって、当然に消滅するものとする。

第3条 (九電の再発表対応等)

甲は、自己責任により仕様を変更するものとし、本覚書締結日以降に九州電力株式会社が10kW以上の太陽光発電システムの接続を再開するなどの対応を行った場合でも、乙に何らの責任を追及することができない。

第4条 (工期の変更)

1. 乙は、本契約の工期を変更し、第1条に定める変更仕様が確定してから____日を目処に、本住宅を完成させるものとする。ただし、天候その他乙の責めに帰すべからざる事由によりやむを得ない場合には、乙は合理的な期間の工期変更を求めることが出来る。
2. 甲と乙は、本発表に対する対応検討及び第1条に定める仕様変更等により本契約の工期に遅れることについて、相互に何らの請求権を有しないものとするに合意する。

第5条 (清算条項)

甲と乙は、本発表に関し、本覚書に記載するもののほか、何ら債権債務関係が存しないことを確認する。

本覚書成立の証として、本書は2通作成し、記名押印の上、各自一通ずつ保管するものとする。

平成26年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

社 名

代表者

覚 書

甲：【お客様名を記入】と乙：【工務店名を記入】は、甲と乙が締結した10kW以上の太陽光発電システムを設置する住宅の建築工事請負契約（以下「本契約」といい、本契約により建築する建物を「本住宅」という。）に関し、平成26年9月24日付の九州電力による「接続申込みの回答留保」に関する発表（以下「本発表」という。）を受けて、以下の通り合意した。

第1条 （仕様変更）

1. 甲は、本発表を受けて、本住宅に設置する太陽光発電システムを10kW以上から10kW未満（余剰回線）に変更するものとし、乙はこれに同意する。
2. 詳細な仕様は、乙が提案し甲が承認する方法により定めるものとする。

第2条 （費用負担）

1. 甲と乙は、前条に定める仕様変更により生じる費用に関わらず（仕様変更により生じる、手戻り工事費用、不要となった設備のキャンセル・廃棄等の費用、10kW未満用のパワーコンディショナーの手配費用、手続費用、設計変更費用等を含む一切の費用は乙の負担とする。）、工事代金は変更しないことに合意する。ただし、その余の追加・変更工事についてはこの限りではない。
2. 乙は、甲に対して、本住宅に設置する太陽光発電システムの系統連係開始から10年を経過した日から6ヶ月以内に甲より請求を受けた場合には、乙が指定する仕様の蓄電池（太陽光発電システムを有効活用するために、同システムで発電した電力を一般の住宅において通常使用のために活用できる程度の性能を基準とする）を無償で設置することを約する。

第3条 (九電の再発表対応等)

甲は、自己責任により仕様を変更するものとし、本覚書締結日以降に九州電力株式会社が10kW以上の太陽光発電システムの接続を再開するなどの対応を行った場合でも、乙に何らの責任を追及することができない。

第4条 (工期の変更)

1. 乙は、本契約の工期を変更し、第1条に定める変更仕様が確定してから____日を目処に、本住宅を完成させるものとする。ただし、天候その他乙の責めに帰すべからざる事由によりやむを得ない場合には、乙は合理的な期間の工期変更を求めることが出来る。
2. 甲と乙は、本発表に対する対応検討及び第1条に定める仕様変更等により本契約の工期に遅れることについて、相互に何らの請求権を有しないものとするに合意する。

第5条 (清算条項)

甲と乙は、本発表に関し、本覚書に記載するもののほか、何ら債権債務関係が存しないことを確認する。

本覚書成立の証として、本書は2通作成し、記名押印の上、各自一通ずつ保管するものとする。

平成26年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

社 名

代表者

■ 接続回答の保留問題 (応用) 特殊な解決方法

- 蓄電池の設置による個別協議のトライ？
 - 費用負担の問題には注意。
 - どのような仕様であれば承認されるか要協議である。



■ 接続回答の保留問題

今後の動きはどうか？

接続可能な余力を検討の上で接続の可否が回答されることになる。接続可能な余力の検討方針は、2014年10月16日から資源エネルギー庁のワーキング・グループで検討を開始することになった。

ワーキング・グループで示された検討の方針は次の通り。

■ 接続回答の保留問題

今後の動きはどうか？

本ワーキンググループでの検証の進め方



- 接続可能量の算定方法に関する「基本的考え方」を整理する。(第1回ワーキンググループ)

↓

- この「基本的考え方」に基づき、各電力会社において採用する「算定方法」を説明し、これを検証する。(第2回ワーキンググループ)

↓

- 検証された「算定方法」に基づき、各電力会社において「接続可能量」を算定し、これを検証する。(第3回ワーキンググループ)

- なお、並行して、接続可能量の拡大方策のオプションを整理。(第2回、第3回ワーキンググループ)

■ 接続回答の保留問題

今後の動きはどうか？

検証にあたっての基本的な考え方



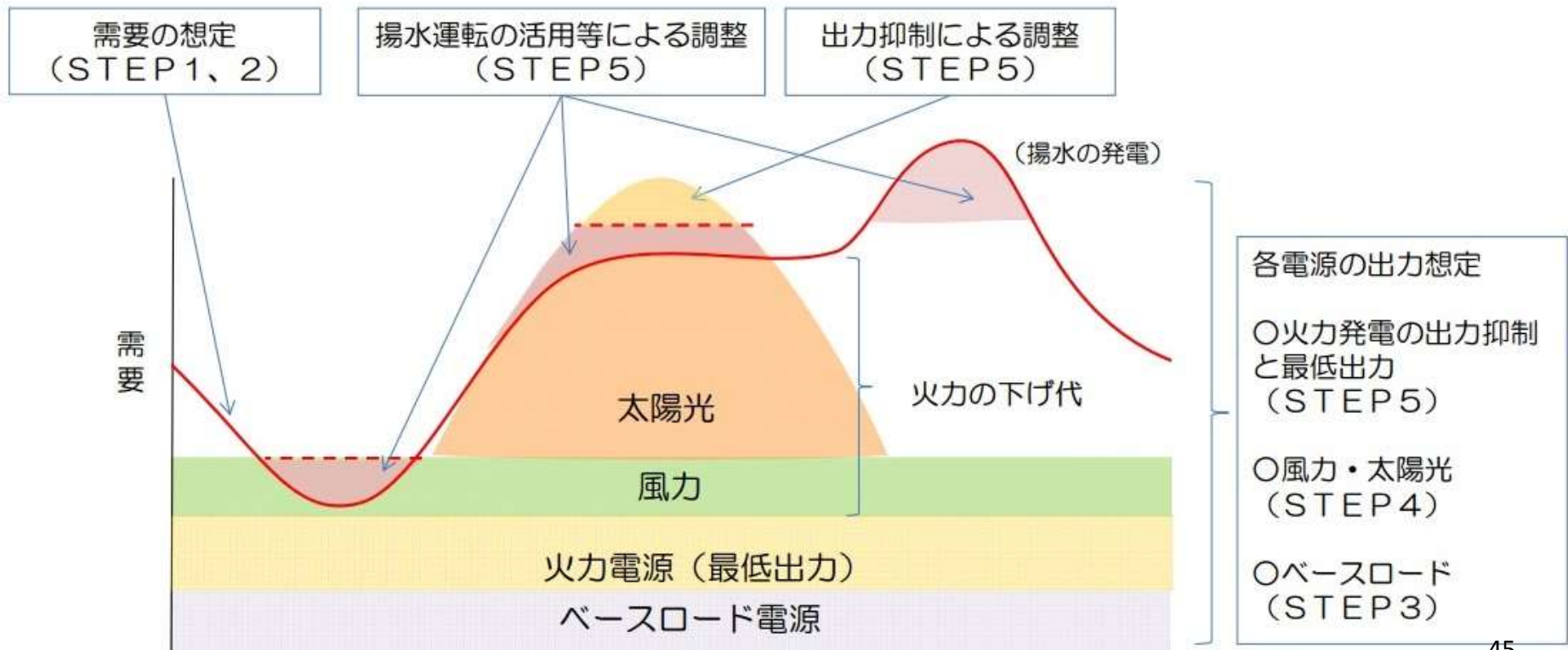
- 接続可能量の算定に当たり、電源の運用や出力抑制等のルールについては、現在の制度を前提とする。（運用の見直しについては、社会全体が負担するコストを最小化しつつ接続可能量を拡大する方策のオプションとして分けて検討することとする。）
- 算定に用いた需要や発電設備のスペック等については、データや技術的な根拠を示す。
- 電力会社ごとの特性（需要や設備形成、地域性等）は考慮し、必要に応じてエリア毎に異なる想定も許容する。ただし、その場合は、電力各社が合理的な根拠を説明する。
- 各社が自主的に見込む追加的な取組があれば、追加的な接続可能量に反映する。
- 現在各社が直面している課題は余剰電力対策であり、短周期の周波数制約については、対応方針として広域的運営推進機関による広域周波数調整が示されていることから、今回の検証の対象外とする。

■ 接続回答の保留問題

今後の動きはどうなる？

再生可能エネルギー接続可能量算定（イメージ図）

- 各STEPの内容と関係を図式化すると、下記ようになる。



■ 接続回答の保留問題

接続可能量を決定するポイント

回避措置（火力・揚水式水力の出力想定、取引の活用）

回避措置（揚水式水力の揚水運転）

回避措置（30日の出力抑制）

※500kW以上の太陽光については、30日まで無補償で出力抑制可能。

■ 接続回答の保留問題 今後のスケジュール

今後のスケジュールは未定。第3回ワーキンググループが完了した頃に方針が見えてくるのではないだろうか。

本ワーキンググループでの検証の進め方



- 接続可能量の算定方法に関する「基本的考え方」を整理する。(第1回ワーキンググループ)
↓
- この「基本的考え方」に基づき、各電力会社において採用する「算定方法」を説明し、これを検証する。(第2回ワーキンググループ)
↓
- 検証された「算定方法」に基づき、各電力会社において「接続可能量」を算定し、これを検証する。(第3回ワーキンググループ)
- なお、並行して、接続可能量の拡大方策のオプションを整理。(第2回、第3回ワーキンググループ)

■ 接続回答の保留問題

今後締結する契約の注意事項

Q 九州電力・四国電力・北海道電力以外は大丈夫と考えてよいでしょうか？

A 同様の問題が生じる見込みが高いため今後の契約には十分な説明を取るべきでしょう。

説明文例

昨今の再生可能エネルギーの急速な普及を受けて、北海道電力、四国電力、九州電力などの電力会社は10kW以上の太陽光発電システムの接続について回答保留しており、最終的に接続拒絶し電力を買い取らない案件が生じる可能性もあります。今回の工事については、現在、上記取扱の対象外ですが、法律上、接続の回答を受けるまでは将来的に同様の取扱の対象となる場合もありえます。これは法律上やむをえないものですのでお客様のご負担となります。ご理解頂いた上でご契約頂ますようお願いいたします。

■ 接続回答の保留問題

今後締結する契約の注意事項

Q 10kW未満は大丈夫？

A 同様の問題が生じる可能性は十分あるため説明すべきです。

説明方法としては、前頁の説明と同様の説明が考えられます。

■ 紛争に至ってしまった場合 契約の無効取消を争われたらどうする？

【検討事例4】

- ・ 当社はお客様から「**太陽光発電が出来ないのであれば契約を取りやめたい**」との請求を受けています。
- ・ 当社はこれに応じる必要があるのでしょうか。

考えられる法律構成として次の構成を考えます。

- ① 錯誤無効 ② 消費者契約法による取消権

■ 紛争に至ってしまった場合 契約の無効取消を争われたらどうする？

請負契約が無効・取り消された場合



…契約が最初からなかったことになる。

→ ① 既にお客様から支払われている
工事代金の返還

→ ② 残工事代金の請求不可

■ 紛争に至ってしまった場合 錯誤無効とは？

- ・ 本件で問題となる「錯誤無効」とは「思っていたとおりではないから、契約はなかったことにする」という主張。
 - 主張の成否は以下の点がポイント
 - ① どの程度重要な勘違いであったか
 - ② 契約をする「動機」を建築会社がわかるように話していたか？

■ 紛争に至ってしまった場合 錯誤無効とは？

・ 錯誤による無効の主張の例

「太陽光パネルによって得た電力を売って利益を上げることが前提にして契約をしたのであるから、それが出来ないのであれば契約は無効」という主張。

- ① 将来確実に売電利益が得られるということが請負契約の最も大きなポイントであるケース
- ② 動機が明示されているケース

■ 紛争に至ってしまった場合 消費者契約法に基づく取消権とは？

【消費者契約法4条1項2号】

- ・ 消費者契約の目的となるものに関し、「将来において消費者が受けるべき金額その他将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供」した場合には、その契約を取り消すことができる」と定めている。

■ 紛争に至ってしまった場合 消費者契約法に基づく取消権とは？

法令上電気事業者が接続の請求を拒絶する可能性のあることからすれば、

例えば、

「何があっても太陽光発電で得た電力を売って月に〇〇万円を得ることができる。これは確実です」

など、断定的判断の提供をしていた場合には、消費者契約法で契約が取り消される可能性がある。

■ 紛争に至ってしまった場合 説明義務違反に基づく金銭賠償請求

【検討事例5】

太陽光発電でローンを返す前提の工事を契約したので

- ① 太陽光発電による**売電で得られたはずの利益**を支払ってほしい。
- ② **10kw未満の**太陽光発電システムを設置する設備変更を行ったことによって得られる売電利益と本来得られた売電利益との**差額を支払ってほしい。** と請求されました。

■ 紛争に至ってしまった場合 説明義務違反に基づく金銭賠償請求

①・②の請求根拠



法令上「九州電力が接続請求を拒絶する可能性があること」の**説明義務違反に基づく損害賠償請求**

… このような請求は認められるのか??

■ 当事務所が扱った事案 住宅会社の説明義務違反に消極的

- ・ 顧客Xが住宅会社Yとの間でXの新築住宅に太陽光発電とガス発電を併用したシステムを設置するとの請負契約を締結したが「太陽光発電単独の場合と比べガス併用の発電では売電価格が減少すること」について説明をしなかった事案
- ・ XがYに対して、太陽光発電単独の場合に得られたはずの売電価格と実際に得られる売電価格の差額について、損害賠償を求めた。

■ 当事務所が扱った事案 住宅会社の説明義務違反に消極的

- ① 住宅会社は売電価格については専門家ではなく説明義務を負わない。
- ② 顧客が容易に知ることのできる事項について住宅会社が説明責任を負うことはない。



裁判所に当方の主張は概ね認められ、解決金として7万円を支払う内容で和解

■ 紛争に至ってしまった場合 説明義務違反に基づく金銭賠償請求

- ・ 以上を踏まえれば、当然には、法令上「九州電力が接続請求を拒絶する可能性があること」の説明義務を負うものではなく、請求が認められる可能性は必ずしも高くありません。
- ・ ただし、「絶対儲かります」「住宅ローンを売電収益で返しましょう」というような説明をしている場合には、別途検討が必要です。

THE END



ご静聴ありがとうございました。